

藤野巖九郎の学歴とその時代背景

泉 彪之助

明治四十年に東北帝国大学が設立され、医科大学が発足するに際して、医学専門部の教官となっていた旧仙台医学専門学校（現東北帝国大学医学部）の教官の多くが退職した。元来、東北帝国大学医学専門部は、仙台医学専門学校の処理のために、それを吸収して生じたものであり、医学専門部に移籍した教官が、医科大学教官として適格かどうか学歴および研究業績の上で選別された結果であった。

退職した教官の数は、大正二年一名（死亡二名）、同三年一名、同四年五名、同五年二名、同六年一名、同七年三名に上り、五年間にわたって計十四名が退職し、同部教官で東北帝国大学医科大学に教官として残り得たのは四名のみであった。これに代って、主として東京・京都の両帝国大学の卒業生が、教官として採用された。

大正四年の退職者の中に、魯迅の小説「藤野先生」の主人公である解剖学教師 藤野巖九郎が含まれていた。当時の医科大学教官の資格審査がどのような基準で行われたか詳細は明らかでないが、藤野巖九郎は明治二十九年に愛知医学校を卒業したのみの学歴しかなく、そのことが不利に働いたであろうことは想像に難くない。東北帝国大学退職後、巖九郎は故郷福井県に帰って、農村の一開業医としての後半生を送るが、このような針路は、巖九郎と同じような立場で退職した他の教官にとっても、程度の差はあれ共通のものであったようである。

表 1 藤野巖九郎の学歴

明治7年7月1日	出生
明治14?、15年?	平章小学校入学
(明治15年7月14日)	父死去)
(明治18年1月~21年6月)	野坂源三郎の私塾に学ぶ)
明治21年7月16日	龍翔小学校入学
明治23年3月27日	龍翔小学校退学
4月10日	平章小学校卒業
明治25年4月	福井県尋常中学校入学
	福井県尋常中学校退学
	愛知県立愛知医学校入学
明治29年11月11日	愛知県立愛知医学校卒業
明治30年3月1日	医術開業免状 第9660号

このように巖九郎の針路に大きな影響を与えた学歴であるが、それをたどってみると、初等教育から医学教育に至るまで、巖九郎は日本における学校教育が確立していく過渡期に教育を受けたという印象が非常に強い。医学教育についていうと、巖九郎が医学教育を受けた明治二十五年—明治二十九年という時期は、近代的な医学教育制度が発足してからそれほどの期間が経過しておらず、医師養成機関の主体が府県立医学校から高等中学校医学部に移行し、大学がまだ医師養成の中心とはなり得ていなかった。いわば、研究と教育とを二本の柱とする真の意味の医学教育が確立する前段階の時期に、巖九郎は医学教育を受けたのである。しかも後に述べるように、巖九郎は、個人的事情も影響して高等中学校医学部には進まず、すでに旁流となっていた府県立医学校を選んだ。これらの事情が、大正四年における資格審査に微妙な形で影響したであろう。

ここでは、明治中期の、医学教育および普通教育のいわば過渡期に医師となった一人の典型として、藤野巖九郎の学歴をたどってみたい(表1)。

(1) 初等教育

巖九郎は、明治七年七月一日、敦賀県(現福井県)坂井郡下番村(本荘村を経て現芦原町下番)に、医師藤野昇八郎の三男として出生した。巖九郎の

出生当時、生地近くには、隣村の中番村に後の本荘小学校の前身である中番小学が前年明治六年に開校しており、出生と同年の明治七年に授業を開始した。しかし成長後の敵九郎は中番小学には進まず、約八キロメートル離れた丸岡の平章小学校に入学した。これは本荘小学校が後に坂井郡でも有数の中心校となったのかかわらず、発足当時は財政的基盤が乏しく、酒倉を改造して役場と共同の建物とし、二階を役場に、一階を中番小学に使用したような状態であった上、生徒数も十人程度と推定される規模のものであったためかと思われる。これに対して、平章小学校は享和四年（一八〇四年）丸岡藩の藩校として設立され、当時すでに八十年あまりの歴史を有したのみでなく、廃藩置県によって明治五年官立小学校、明治六年平章小学校と改称してからも、大規模校としての性格を持ち続けた。明治十五年の学校の状況は、教員数九名、生徒数七百十三名と記録されている。当初中番小学の生徒数は、男子六十八名、女子十七名であった。明治十一年に明治天皇が平章小学校に行幸されたことも、学校の評価を高めるのに力があつたかも知れない。

敵九郎が平章小学校に在籍したことは、行幸五十周年記念誌同窓会報（昭和三年七月）に引用された卒業生名簿（原簿は福井震災により焼失）の記載、および遺品予備調査の際に見出された同校の卒業証書によって明らかであるが、単に学籍上の記載のみならず、実際に通学したことも、「蓑笠を着て平章校に通った」という、竹内静氏への生前の談話によって明らかである。ただ卒業するまでの全期間を通学したかは疑わしく、後には野坂源三郎の主宰する私塾における学習が主となり、その後は三国町にある龍翔小学校（現 三国南小学校）へ通学したものであろう。

野坂源三郎は、敵九郎に漢学を教え、中国文化への尊敬と中国人への親しみを持たせる動機となった私塾の師として、従来から注目されてきた。三国南小学校学籍簿によれば、敵九郎は明治十八年一月から明治二十一年六月まで野坂源三郎の塾に学んでいるが、この期間は、初等教育制度が種々の矛盾に遭遇して制度的にも揺れ動いた時期であり、その動揺を嫌って私塾へ通ったものかと思われる。野坂源三郎については別稿に発表したもので、ここでは省略する。

三国南小学校学籍簿によれば、敵九郎は明治二十一年七月十六日龍翔小学校高等科に進学しているが、この時敵九郎は

まだ平章小学校在籍のままである。この二重の通学の理由は明らかでない。平章小学校にもすでに明治十九年高等科が設置されていた。恐らく、実際には転校に近い状況であったのかかわらず、平章小学校に対する除籍の手続きをとらず、学籍が残ってしまったものであろう。生家から龍翔小学校までは四キロメートル弱の距離で、通学が容易であったことがこの転校の理由であったかと思われる。三国南小学校の学籍については学籍簿以外に遺品中の修了証書によって、通学については藤野恒三郎、面野藤志両氏の証言によって確認される。なお龍翔小学校は、三国港の防波堤工事に招かれたオランダ人技師エッセル（画家M・C・エッシャーの父）が設計した西洋式校舎で有名な、やはり大規模校であった。平章小学校・野坂塾・龍翔小学校への通学の変遷の実態は明らかでないが、遺品予備調査で見出された覚え書中、野坂塾での修学を回顧した文章の最後は、「科学・洋語を学ぶに由なし」となっている。恐らく医師となる進路を考慮し始め、その結果、進学に必要な資格が私塾では得られないため、正規の学校教育を中心とする生活に復帰したものであろう。義務教育制それ自身が安定してきていたことも一つの理由であると思われる。

(2) 中等教育

明治二十三年三月二十五日坂井郡荻番小学区公立三国小学校（龍翔小学校が改称）を高等科三年修了で退学した敵九郎は、福井県尋常中学校（現 藤島高等学校）に進んだ。この時、同年四月十日の日付けで、敵九郎は、坂井郡第十四番小学区公立平章小学校高等小学科の卒業証書を受けている。敵九郎は翌明治二十四年三月二十八日付けで、尋常中学一年の修業証書を授与されている所から、四月十日にはすでに尋常中学に入学していたとも考えられ、一つの可能性として、尋常中学校入学後に、中学校入学に必要な小学校高等科卒業の資格を持っていないことを見出され、平章小学校から卒業の追認を受けて、条件を充足したのかも知れない。

福井県尋常中学校は、福井藩校明新館の後身である。福井藩校は、文政二年（一八一九年）正義堂として創設され、一旦は衰微したが、安政二年（一八五五年）松平春嶽によって明道館として再興、明治二年明新館と改称され、廃藩置県を迎え

た。その後いくつかの経緯を経、一度は廃校をも経過して、明治二十二年一月には、中学校令によって規定された福井県尋常中学校となった。同年二月女子部が併設された（後 明治二十五年四月高等女学校として独立）ことを除けば、福井県の中学校としては、当時尋常中学校一校のみであった。これは中学校令によって、各県県費を支弁する中学校は一校のみと規定されたためである。しかも府県立医学校、高等中学校医学部のいずれもが、尋常中学校卒業を入学の条件としており、医学教育を受けるには、尋常中学校入学が正規のコースであった。

なお、正確な年月日は不明であるが、小学校在学当時、敵九郎は近郷の大関村大味の大石家に養子入籍しており、現存の学籍簿、小中学校の証書類は、すべて大石敵九郎となっている。この養子入籍の理由について坪田忠兵衛氏は、中番小学へ入学せず平章小学校へ入学するためであろうとしているが、著者は、生地の本荘村下番（明治二十二年設置改称）と大関村大味とが同一行政区内（第十四大区）にあり、平章小学校の行政区（第十五大区）とは異なること、また通学上の便宜と考えても、本荘村下番と大関村大味とでは、平章小学校までの距離が一キロメートル位しか変わらず、実効があったと思われないこと、三国南小学校学籍簿では、少くとも龍翔小学校在学中は、大石姓のまま本荘村下番 藤野恒宅（次兄明治郎）方に寄留となっていて、下番に住んでいたと思われること、などから、この養子入籍は教育に関係したものでなく、徴兵制の免役条項に関連したものと考えたい。

徴兵令は明治六年に公布されたが、最初は数多くの免役条項を含み、官吏および一定の官立学校に学んだもの、洋行修業者、二百七十円の金を納めたもの、戸主とそのあとつぎ、家をつぐ孫、養子などが免除された。明治九年ごろ免役条項の適用を受けず、実際に徴兵の対象となったのは、壮丁の約20%であった。この免役条項は明治二十二年に廃止されたが、敵九郎が明治二十五年六月二十四日愛知医学校入学の同年に原籍に復帰したのは、廃止された免役条項中の、一定の官立上級学校に学んだものの免役という項を意識していたものかも知れない。

「仙台における魯迅の記録」は、この大石家を母の実家としているが、著者の入手した史料では母の実家は奈須田家

となっている。奈須田家は、大石家と同じ大関村大味にあった造酒家である。あるいは大石家は奈須田家の縁戚かと考えられるが、奈須田家の関係者に問い合わせた所、大石家については不明とのことであった。

(3) 医学教育

明治二十五年三月二十八日蔽九郎は福井県尋常中学校二年を修了し、愛知県立愛知医学校に進んだ。

この時期、医学教育を受けるには四つの進路があった。帝国大学医科大学（東京）（一校のみ）、高等中学校医学部（五校）、府県立医学校（三校）、私立医学校（四校）である。この内、府県立医学校はすでにその歴史的使命を終り、明治二十一年その維持のための県税支出を禁止され、愛知、京都、大阪を除いてすべて廃止されていた。父、長兄の死後、蔽九郎を扶養していた次兄明治郎は、福井県立医学校の出身だが、明治十七年に創立された福井県立医学校は明治二十一年に廃止され、残った生徒は第四高等中学校医学部に移籍されている。

蔽九郎がなぜ高等中学校医学部に進まず、県立医学校を選んだかは明らかでない。県立医学校と高等中学校医学部との修学に関する諸要件を比較すると大きな差はなく、蔽九郎のように尋常中学校卒業の資格を持たない受験生に対して、試験を行って資格を認定し、受験を認めたことも同様であった。ただこのために設けられた予備的コースが、県立医学校の場合は予備校的な性格を持ったものであったに対して、高等中学校医学部の場合は、予科として制度的な強制を含むものであったかも知れない。この点に関しては「金沢大学医学部百年史」に予科についての記載がなく、第四高等中学校医学部における予科の運営状況が明らかでないため、詳細になし得なかった。（高等中学校における予科の制度については、「第二高等学校史」の記述によった。）

また「名古屋大学医学部百年史」によれば、愛知医学校は、県税支出の禁止に対して学生定員を増加して積極経営に乗り出し、一方各県立医学校の廃止により受験生が全国から集まったという。蔽九郎が愛知医学校を志望した背後には、このような事情が影響していたかも知れない。

前にも述べたように、敵九郎は明治十五年八歳の時に父を、翌十六年長兄繁太郎を失い、以後次兄明治郎に扶養されていた。繁太郎、明治郎共に医師であったが、明治二十五年には明治郎は三十歳でまだ若く、父および兄の医業の継承という条件はあったにせよ、その経済的能力は必ずしも高くなかったであろう。その点で敵九郎にとって長期の学業を要する道、たとえば高等中学校本科あるいは医学部を経て、帝国大学医科大学へ進む道は、経済的に困難でなかったかと想像される。

明治二十九年十一月十一日愛知医学校を卒業した敵九郎は、明治三十年三月一日医師開業免許を受けた。医籍登録番号は第九六〇号であった。「仙台における魯迅の記録」は、敵九郎が愛知医学校を卒業した年月を、自筆履歴書の記載に従って明治二十九年十月としているが、今回の遺品予備調査で見出された別の自筆履歴書では、卒業の日付を十月から十一月十一日に鉛筆で訂正してあり、またもう一通の履歴書でも十月を十一月に訂正してあるので、この方の可能性が大きいと思われる。この点について、今回は検討できなかったが、遺品予備調査の際、愛知医学校の証書類が発見されており、将来はより確実な根拠によって年月日を確定し得る可能性がある。

またやはり予備調査で見出された昭和十三年の医業報告書草稿には、医籍登録番号を第九六〇号と記載しており、この記載を信じてよいであろう。

(予備調査で見出された史料は、近く芦原町へ移管され、現在建設中の藤野敵九郎記念館および関連施設で保存される予定である。)

考 察

我が国における近代的教育制度は、明治五年学制の発布によって正式に開始された。それは財政・兵制と共に近代的政治制度確立の必須の要件であったが、幕藩制から脱皮したばかりの国内状況にあつては、早急な近代化への方向づけはあまりにも摩擦が大きく、種々の矛盾を引き起すことになった。一つには明治政府の立つ財政的基盤が極めて弱く、学制の実施に必要な経費を中央政府が負担できないままに、結局は教育を受けるものの家庭が負担するという形で出発しなければ

ばならなかったことにあった。明治政府は、こうした問題を充分に知りながら学制の確立を強行したと想像されるが、その結果矛盾が種々の形で表現され、義務教育制度が定着するには二十年近くの日時を要した。矛盾の一つの現われが、実質就学率の低下であった。

しかし政治的には、明治初期の政府施策に対する反発の集約ともいふべき西南戦争が政府側の勝利に終り、政権が確立したことによって、矛盾の解決は教育年限の変更や教育内容の調整など、制度的、技術的な方策にゆだねられることになった。このようにして義務教育・中等教育が安定したのは、明治二十年代の中期と思われる。

厳九郎が初等教育を受けたのは、この安定前の期間であり、そのことは小学校における二重通学、野坂源三郎の私塾で受けた教育が小学校の学籍簿にも記入されたことなどに表われている。

中等教育を見ても、明治十九年中学校令の発布までは変転がはげしく、政治的な勢力争いのため、明治九年から十一年まで福井県下に中学校が一枚もないという状態があった位であった。厳九郎が福井県尋常中学校に学んだのは中学校令の発布以後で、その点厳九郎は、中学校においてようやく近代的な教育制度の恩恵に浴したといひ得よう。

日本における系統的な医学教育は、各藩の医学教育機関に始まり、種々の段階を経て現在の状況に至った。明治期については、医学校通則の制定、高等中学校医学部の設置、医学専門学校の設置、京都、九州、東北帝国大学の設置の諸段階が、もっとも重要であったと思われる(表2)。

医学校細則の制定は、従来各藩、各地方で統一した基準なしに行われていた医学教育を明確に統一制度化したもので、医学教育を近代的政治制度にのせた意義があった。

中学校令による高等中学校医学部の設立は、まだ職業学校的な性格を残していた医学教育を一般高等教育と平行させ、大学に通ずる高等教育の一環として位置づけた。

しかしこのようにして設置された高等中学校医学部は、大学進学への予備過程という性格を持った本科とは、職業教育

表 2 明治期の医学教育制度史概要

明治	元年 3月	政府西洋医学の採用を決定
明治	2年 2月	政府ドイツ医学の採用を決定
	6月	東京大学校医学校設置
	11月	医学校規則制定
明治	5年 8月	『外国教師ニテ教授スル医学教則』制定
明治	10年 4月	東京大学医学部設置
明治	15年 5月	医学校通則（甲種、乙種医学校）制定
明治	19年 3月	帝国大学令公布
明治	20年 8月	各高等中学校医学部設置
	9月	府県医学校の費用を地方税で支弁することを禁止
明治	21年 3月	愛知、京都、大阪以外の県立医学校廃止
明治	24年 4月	第一回医術開業試験
明治	30年 6月	京都帝国大学設置
明治	34年 4月	医学専門学校設置
明治	36年 3月	京都帝国大学福岡医科大学開設
明治	39年 5月	医師法公布
明治	43年12月	九州帝国大学、東北帝国大学設置
明治	44年 4月	京都帝国大学福岡医科大学—九州帝国大学医科大学と改称

であつてしかも高等中学校のみで教育が完結するという点で、かなり異なつていた。そのため、学生の気質にも差があつたようである。「第二高等学校史」によれば、第二高等学校医科の学生は生活が派手で、しばしば本科生の反撥を買つていた。

このような問題もあつたため、後に高等学校から医学科が分離され、医学専門学校として専門教育に徹することとなつた。しかし、中世ヨーロッパ以来医学部は大学の重要な構成要素であり、いずれは大学教育の一環として医学教育をとらえなければならないことは明らかであつた。

日本における大学医学教育は、明治十九年の帝国大学令に始まるといふ得ようが、帝国大学（東京）は中央政府との関係があまりに深く、他大学設立のための人材養成という意義は認められるものの、これをもつて日本全体に対する大学医学教育の確立とはいふ得なかつた。帝国大学医科大学が国民的教育制度の一環として確立するには、京都、九州、東北など東京以外の地域での帝国大学の設立を必要としたのである。

藤野厳九郎が医学教育を受けた時期は、高等中学校医学部が設立されて間もなく、また医学専門学校設立の直前であった。しかも医学教育機関を選択する場合、個人的事情により、すでに歴史的使命を終えた県立医学校を選んだことによつて、結果的には大学教官としての前途に大きな制限を自ら課したことになった。

一般に大学教員の資格審査は、人格・性格等の人間性評価と共に、学歴および研究業績を中心として行われる。東北帝国大学発足当時の資格審査がどのように行われたかの詳細は不明であり、また著者には厳九郎の解剖学研究の業績を評価する資格はないが、いずれにしても学歴・研究業績両面を総合して大学教官としては不適格と判定されたものである。従来文献中、厳九郎の退職理由について「愛知医学校卒の学歴しかなかったため」「学位がなく論文を書かなければならなかったため」としているのは、この資格審査の学歴・研究業績の二面をとらえているものと思われる。

先に述べたように仙台医学専門学校の教官の大多数が不適格と判定され退職していることは、この不適格性が単に個人の資質や経歴を表現するものでなく、日本の医学教育が段階的に飛躍したその間隙を意味するものとも理解されよう。玉手英典氏によれば、退職決定後、氏の父君を訪れた厳九郎は「これからは耳鼻科の開業医にでもなりたい」と淋しげに語つたという。恐らく厳九郎にとつても、東北帝国大学よりの退職は予期しない出来事であつたに違いない。

遺品予備調査の際、厳九郎が自筆で令息のために作成したフランス語の教科書、ちょうど魯迅の解剖学ノートに手を加えたように、厳九郎が赤インキで訂正を加えた令息の英語のノートなどが発見された。これらを見ると、厳九郎は東北帝国大学教官として果すことのできなかつた教育への情熱を、令息、とくに長男恒彌の教育にそそいだように思われる。

〔藤野先生小伝〕は、厳九郎と恒彌との間に精神的離解があつたように記載しているが、短時間ながら著者が遺品中の書簡その他を調査した結果の印象はそれとは遙かに遠く、「藤野先生小伝」の記載は一面的なものと思われぬ。

このような面から見ても、厳九郎は教育者としての性格を強く持っていた。厳九郎が学歴および研究業績の上で帝国大学医科大学教官としての適格性を否定されながら、魯迅に強い印象と影響を与えたことは、厳九郎が研究者であるよりも

教育者であり、優れた教育者に必須の鋭い倫理感を持つていたからであろう。こうした倫理感は必ずしも学歴と直接の関係はなく、著者はむしろ野坂源三郎の与えた教育と厳九郎の倫理感との間に連続性を感じるが、厳九郎が持った倫理性が、学校教育を含めてどのような精神的伝統に由来するかは、今後追究しなければならない課題である。

藤野厳九郎遺品の調査発表を許された藤野ひろ子氏、芦原町長・斉藤五郎右エ門氏、種々御助言御援助をいただいた坪田忠兵衛氏、竹内静氏、玉手英典氏、奈須田和彦氏、三国南小学校校長・森安秀男氏、平章小学校教頭・吉川薫次氏、同校・松本千代子氏に深謝する。

(本論文の要旨は、昭和五十九年四月 第八五回日本医史学会総会において発表した)

文献

- (1) 仙台における魯迅の記録を調べる会編 仙台における魯迅の記録 平凡社 一九七八年
- (2) 遠山茂樹 明治維新と現代 岩波新書
- (3) 泉彪之助 藤野厳九郎の蘭学の系譜と生地 日本医史学雑誌 29巻4号 一九八三年
- (4) 本荘小学校百年誌 一九七七年
- (5) 平章小学校百年誌 一九七四年
- (6) 平章小学校行幸五十年記念誌同窓会報 一九二八年 (5)より引用
- (7) 三国南小学校百年史 一九七三年
- (8) 三国南小学校学籍簿
- (9) 藤野厳九郎 謹みて周樹人様を憶ふ 文学案内 昭和十二年三月 (1)より引用
- (10) 泉彪之助 大同野坂源三郎―藤野厳九郎の漢学の師― 福井県立短期大学紀要 9号 一九八四年
- (11) 福井県藤島高等学校百年史 一九五六年
- (12) 坪田忠兵衛 郷土の藤野厳九郎先生 藤野厳九郎先生顕彰会 一九八一年
- (13) 福井県教育百年史 第一巻通史編(一) 福井県教育委員会 一九七八年

- (14) 芦原町史 芦原町教育委員会 一九七三年
- (15) 坂井郡教育会 坂井郡誌 一九一二年
- (16) 坂井郡社会科研究会 新考坂井郡誌 一九七七年
- (17) 金沢大学医学部百年史 医学部創立百年記念会 一九七二年
- (18) 名古屋大学医学部百年史 財界評論社 一九七七年
- (19) 第二高等学校校史 第二高等学校尚志同窓会 一九七九年
- (20) 福井県医師会史 第一巻年表編 福井県医師会 一九八四年
- (21) 藤野恒道 藤野先生小伝 中国文学報 第四冊
- (22) 面野藤志 藤野殿九郎先生の面影 三国近代文学館(書名) 三国町 一九七一年
- (23) 藤野殿九郎遺品 文書類

Contemporary Trends in the Academic Career and Times of

Dr. Genkuro Fujino

by

Hyonosuke IZUMI

The academic career of Dr. Genkuro Fujino, Luxun's anatomy teacher at Sendai Medical College, is reviewed in connection with his contemporary stream of modernization of education after the Meiji Restoration in Japan.

1. He received his compulsory education in the era of disorder before establishment of the

modern educational system in the period of 1881 to 1890. He registered at two primary schools (Heisho Shou-gakkou and Ryuusho Shou-gakkou) at the same time and also studied at a private school operated by Genzaburo Nosaka.

2. In 1890, he entered the Middle School of Fukui Prefecture (Fukui-ken Jinjo Chuu-Gakkou) and left it before graduation in 1892 to receive his medical education.

3. From 1892, he studied at the Prefectural Medical School of Aichi (Aichi I-gakkou) and graduated on November 11, 1896. He obtained his medical license on March 1, 1897. His license number was 9660.

For personal reasons, he neither entered the Imperial University nor proceeded to obtain higher medical education. This handicap in his academic career along with some doubt about his research capability forced him to resign from an academic post at the Tohoku Imperial University in 1915.